

千葉県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年8月8日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
	(訪問看護)			
	まくはり訪問看護ステーション	千葉市花見川区幕張町5-392-3	社会医療法人社団 千葉県勤労者医療協会 理事長 岡田 朝志	令和5年8月1日
変更後	まくはり訪問看護ステーション・まくはり訪問看護ステーションサテライトてんだい			